郡山商工会議所会報『ビジネス情報便』 利用規定

1. 目 的

郡山商工会議所会報ビジネス情報便(以下情報便)は、郡山商工会議所会 員事業所の基盤強化と地域振興に寄与することを目的とする。

2. 資格

情報便の利用資格者は郡山商工会議所の会員事業所及び郡山商工会議所が 特に認める団体・機関とする。(以下会員等と称する)

3. 受託条件

- (1)情報便は、郡山商工会議所が発送する会報に、会員等が商品・サービス及び事業等の広報チラシ等を同封するものであり、下記の事項を遵守しなければならない。
 - 1)公序良俗に反しないこと。
 - 2) 他の会員、消費者等に不利益を与える恐れがないこと。
 - 3) その他、当該サービス利用にあたり不適当な事項がないこと。
- (2) 前条に反する或いはその他の理由により郡山商工会議所が不適当と認めた場合、情報便の受託を拒否できる。
- (3) 郡山商工会議所会報は毎月1日付で発行する。 ただし、やむを得ない事情により発行が遅延した場合においても会員等と の損害賠償等の責任を負わない。
- (4) 会報に同封するチラシは、A4判サイズでは重量10g以下、A3判サイズでは重量20g以下、冊子では重量30g以下とし、それを超えるものについては、郡山商工会議所が同封の可否を判断する。
- (5) 会報に同封するチラシは、会員等が必要部数を作成し、当該発行日の前月 20日までに指定する場所に納品しなければならない。なお、A4サイズ を超えるものについては、A4判サイズに折りたたみ納品するものとする。
- (6) 情報便の受付は先着順とする。同封チラシの枚数(重量)により、利用月 が希望に添えない場合がある。また、折込みの順序は指定できない。
- (7) <u>会員等は作成するチラシのいずれかに「**一企業を育て地域を伸ばすー郡山 商工会議所事業に協力しています。**」の文章を記載しなければならない。</u>

4. 紛争と免責

情報便利用に関する手続き上のトラブルは双方誠意を持って対応する。ただし、チラシ及び広告の内容に関する責任は会員等に帰属し、また情報便により生じた取引上のトラブル等については、郡山商工会議所は一切の責任を負わない。

5. 料 金

- (1) <u>A 4 判サイズ(1 0 g以下)は5 5,000円(税込)、A 3 判サイズ(2 0 g以下)は8 2,500円(税込)、冊子(3 0 g以下)は1 1 0,00 0円(税込)とする。ただし、各所定の重量を超えるものについては、別途判断する。</u>
- (2) 郡山商工会議所の受託団体は、上記料金の50%とする。
- (3) その他、会頭が認めた会員等はこの限りではない。

6. 精 算

料金の精算は、当該チラシを同封した会報発送後、郡山商工会議所が発行する請求書に従い納入しなければならない。

7. 契約

- (1)会員等は申込書へ必要事項を明記・押印の上、発行日の前月15日までに 見本とともに郡山商工会議所へ提出しなければならない。
- (2) 郡山商工会議所は、申込書を確認し、内容に相違がないと認められた場合において契約を締結する。

8. 付 則

この規定は、平成21年4月1日より適用する。

平成30年4月1日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正

令和 4年4月1日 一部改正